議第54号

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例 の一部を改正する条例の制定について

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を 改正する条例を次のように制定する。

平成27年2月20日提出

京都市長門川大作

京都市乗合自動車旅客運賃条例及び京都市高速鉄道旅客運賃条例 の一部を改正する条例

(京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部改正)

第1条 京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第11条第2号ア中「保育所」の右に「. 幼保連携型認定こども園」を加 え、同号イ中「及び生徒」を「又は生徒」に改める。

(京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部改正)

第2条 京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号ア中「保育所」の右に「. 幼保連携型認定こども 園 | を加え、同号イ中「及び生徒 | を「又は生徒 | に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い児童福祉施設に含まれることとなる幼保連携 型認定こども園に通所する児童について、旅客運賃の額を割り引く対象とは しないこととする必要があるので提案する。